

船舶事故等調査報告書

平成24年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第115号	
事故等種類	乗船者負傷	
発生日時	平成23年7月16日（土） 13時30分ごろ	
発生場所	静岡県静岡市三保真崎海水浴場東方沖 静岡市所在の三保防波堤南端付近 （概位 北緯35°01.2′ 東経138°31.3′）	
事故等調査の経過	平成23年7月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船種船名、総トン数 ミニボート（船名なし）	
	船舶番号、船舶所有者等 なし、個人所有	
	乗組員等に関する情報 操縦者、海技免状等なし	
	死傷者等 重傷 1人（操縦者）	
	損傷 なし	
事故等の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、三保真崎海水浴場から三保防波堤へ向けて航行中、静岡市清水港を出港して静岡県伊豆市土肥港へ向かうフェリーの航走波を受けて船体が激しく動揺し、平成23年7月16日13時30分ごろ操縦者と同乗者が落水した。</p> <p>同乗者は、自力で泳いで本船に乗り込み、操縦者は、溺れていたところを付近にいた他の船舶により救助された。</p> <p>操縦者は、病院へ搬送されたが、海水を飲み込んだことにより肺水腫及び肺炎を発症し、10日間の入院加療を要した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期、潮高 約0.3m</p>	
その他の事項	<p>本船は、溪流で主に使用される船体に操縦者が船外機を取り付けていた。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を携行していたが、落水時には着用していなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、三保防波堤南端付近を航行中、溪流で主に使用される船体に操縦者が船外機を取り付け、波浪に対する適切な耐航性を有していなかったことから、フェリーの航走波を受けて船体が動揺し、操縦者が、落水して海水を飲み込み、肺水腫及び肺炎を発症した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、三保防波堤南端付近を航行中、波浪に対する適切な耐航性を有していなかったため、フェリーの航走波を受けて船体が動揺し、操縦者が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・適切な耐航性を有していない溪流用のボートを海で使用しないこと。・救命胴衣の着用を励行すること。
----	---